



請願第 4 号

## 消防団人事について、市長の任命権者としての 役割発揮を求める請願

2018年6月7日

彦根市議会議長

安藤 博 殿

請願者

住所 彦根市日夏町2531

氏名 大菅光雄

紹介議員

獅山向洋

山内善男

山田多津子

### 【請願趣旨】

私たちは（大菅光雄・副団長、小林和夫・副団長、北村耕二・副団長、深尾幸蔵・分団長 但し、役職は元）長年、彦根市消防団で活動し、地域の消防・防災のためにつくしてきたと自負しています。私たちは、引き続き、彦根の消防・防災活動に尽力する意向でしたが、消防団長により4月1日付け人事異動の発令（3月16日、内示）により、一方的に再任を阻まれ、退団を余儀なくされました。

私たち消防団役員については彦根市消防団規則に4年の任期が定められ、改選の時期となり、再任の意思を表明していたにもかかわらず、一方的に退団と通知されたのです。

消防団長に団員や役員の任命権があるからといって、恣意的に権利が使われていいはありません。第3条に団員の退職の希望による退職の定めがあり、第5条には懲戒としての免職の規定があります。

これらの規定からは自らの意思での退職以外には、懲戒免職相当事由が存する場合でなければ、消防団員は職を奪われないと読み取れます。また、消防団員は非常勤の地方公務員で、公務員の身分保障ということからも懲戒免職相当の事由でもないかぎり、自らの意思によらず職を追われることはないはずで

す。

このように職を免ぜられるべき理由もないのに、一方的に私たちの消防団役

員、団員の地位を奪ったことは、法的にも無効であると、私たちは考えています。

3月26日付で彦根市消防団15分団の内、14分団から「円滑な組織運営を望む立場から、当該者の理解が得られるよう努めていただくことを希望する」要望書が消防団長に提出されましたが、円滑な組織運営を望めないことははやあきらかです。

消防団長の任命権者は大久保市長です。市長に任命権者としての役割を發揮し、任命した消防団長に対して円滑な組織運営を行うよう、市民を代表する議会から働きかけていただくよう請願致します。

【請願事項】

1、彦根市消防団長に対して、任命権者たる市長は円滑な組織運営に尽力するよう指導すること。

以上